（七七〇～八〇六）頃の軒平瓦、緑釉の火舎の脚部などのほか、「□継」（須恵器杯または皿底外）、「下」（須恵器杯AⅢ底外）、「赤」（土師器皿AⅠ底外）と記された墨書土器が出土した。上層の遺物から、井戸は、平城京廃絶後しばらくして埋没したものと推測される。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「。□水船四枚切机四前中取一前　　174×20×3　011

上端・右辺は削り、下端は二次的切断、左辺は二次的削りか。船は槽に通じることから（『和名抄』）、「水船」は水槽のことであろう。「切机」は俎、「中取」は中取机（案）のことで、脚のついた机である。厨房用具・食膳具の類の品名と数量が列挙された木簡であるが、用途は不詳。

9　関係文献

奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三八（二〇〇七年）

（山本　崇）

奈良・本薬師寺跡

1　所在地　奈良県橿原市城殿町

2　調査期間　一九七六年（昭和51）一月～二月

3　発掘機関　奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4　調査担当者　代表　工藤圭章

5　遺跡の種類　寺院関連遺跡

6　遺跡の年代　飛鳥時代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

市営住宅への進入路新設に伴う事前調査で、調査地は本薬師寺の西南隅部にあたる。発掘面積は四五〇㎡。主な検出遺構は、藤原京八条大路・西三坊大路などである。

（吉野山）

八条大路は溝心々間距離一五・九m、路面幅一四・〇m、西三坊大路は溝心々間距離一五・二m、路面幅一四・一mであり、両大路の交差点では、西三坊大路の東側溝SD一〇五の上に

二時期にわたって橋がかけられている。また、これら条坊関連遺構を検出した面よりも下層において、SD一〇五の東約五mの地点で南北溝SD一一〇を検出した。SD一一〇は七世紀後半の土器を包含する整地土の上面から切り込む溝で、本薬師寺の所用瓦を含むことから、本薬師寺の創建は条坊地割の施工に先立つと判断された。ところが、その後の本薬師寺の調査では、中門及び参道の下から西三坊坊間路が検出され、条坊地割を施工した後、本薬師寺が創建された点が判明し（『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』二四（一九九四年）など）、西南隅部の調査と正反対の所見が得られている。

木簡は、八条大路の北側溝SD一〇四の堆積土下層から三点出土した。ここでは釈読できる二点を紹介する。SD一〇四は、幅二・二m深さ〇・四五mを測る。共伴遺物には、刀形木製品一点がある。この刀形木製品は現存長さ約二〇cmで、刀身の大半を欠く。柄の形状は蕨手刀に類似し、刀身は柄より一段狭い。柄の細部は墨線で表現されている。

8　木簡の釈文・内容

(1)　伊□〔家カ〕皮古　(259)×33×1　081

(2)　・「（符籙）見見□……□□
　　・「□□□□……□　(135+28)×(32)×2　081

(1)は五片からなり、四周は欠損する。材の中央部に墨書し、上下にはそれぞれ三本ずつ、約五mm幅の皮で巻いたような痕跡をとどめる。この痕跡は裏面には及ばない。墨書の内容はよくわからないが、「皮古」（ハコ）が箱を意味するとすれば、何かの箱に括り付けたとも考えられる。墨書はないが同材の木製品が複数出土している（細分化され点数不明であるが、少なくとも二個体以上ある）ことからすれば、あるいは二枚を一組として、一種の封緘として利用したとも考えられる。ただし、(1)を含めて、これらの材は表裏を平滑に削っており、裏面を割っただけの封緘木簡とはタイプを異にする。

(2)は呪符木簡。二三片以上に分離する。大きく二つのまとまりに復元されるが、直接は接続しない。釈文には反映させなかったが、表裏とも上端部に小さな〇印がある。

9　関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』六（一九七六年）

奈良文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』二一（二〇〇七年）

（市　大樹）

(2)表